

## こども家庭庁・市町村こども計画について

令和4年6月に「こども家庭庁設置法」「こども基本法」「こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律」が成立し、令和5年4月1日に施行される。

### ○こども家庭庁（こども家庭庁設置法第3条第1項）

こども及びこどものある家庭の福祉の増進及び保健の向上その他のこどもの健やかな成長及びこどものある家庭における子育てに対する支援並びにこどもの権利利益の擁護に関する事務を行うことを任務とする。

### ○こども基本法

日本国憲法及び児童の権利に関する条約の精神にのっとり、次代の社会を担う全てのこどもが、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人として健やかに成長することができ、こどもの心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指して、こども施策を総合的に推進することを目的とする。

### こども大綱（こども基本法第9条）

国は、こども施策を総合的に推進するため、こども施策に関する大綱（こども大綱）を定めなければならない。

「少子化社会対策大綱」「子ども・若者育成支援推進大綱」「子どもの貧困対策に関する大綱」が束ねられ、こども大綱に一元化される。

### 都道府県こども計画、市町村こども計画（こども基本法第10条）

都道府県は、「こども大綱」を勘案し、「都道府県こども計画」を、市町村は「こども大綱」及び「都道府県こども計画」を勘案し、「市町村こども計画」を定めるよう努めるとする。

◆都道府県・市町村こども計画は、子ども・若者計画、子どもの貧困対策計画、子ども・子育て支援事業計画等と一体のものとして作成できるとされている。

### ※第二期和歌山市子ども・子育て支援事業計画の位置づけ

（子ども・子育て支援法第61条に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画）

#### 子ども・子育て支援事業計画

- ・次世代育成支援行動計画・ひとり親家庭自立促進計画
- ・子ども・若者育成支援計画・放課後子ども総合プラン
- ・子どもの貧困対策計画

## 和歌山市子ども・子育て支援事業計画次期計画策定について

令和2年度から令和6年度までの5か年を一期とした「第二期和歌山市子ども・子育て支援事業計画」の次期計画策定に向け、現計画策定スケジュールを参考に令和5年度から取り組む予定です。

### ◆平成30年度実施内容（アンケート調査）

#### （1）計画策定に係るニーズ調査

計画策定にあたり、和歌山市民の子育ての状況や幼児教育・保育・地域の子育て支援事業の利用希望などを把握し、計画策定の基礎資料とするため、ニーズ調査を実施。

##### ・調査対象者と配付・回数状況

	配布数	有効回収数	有効回収率
就学前保護者	2,500	1,155	46.2%
小学生保護者	1,500	688	45.9%
小学生・中学生・高校生	1,024	970	94.7%

#### （2）子供の生活実態調査

和歌山県が、子供の生活実態や学習環境などを把握するとともに、各施策や支援制度についての検証を行うため、子供とその保護者及び子供等の相談・支援に関わる機関の従事者に対するアンケート調査を実施。和歌山県から本市に提供される当該調査結果（子供とその保護者）を基に、更に詳細な分析・研究を実施し、計画に反映するとともに、今後の施策に効果的な展開を図る。

##### ・和歌山県子供の生活実態調査における調査対象者と和歌山市の配付・回収状況

	配布数	子ども		保護者	
		回収数	回収率	回収数	回収率
小学5年生	3,044	1,281	42.1%	1,285	42.2%
中学2年生	3,360	1,026	30.5%	1,030	30.7%

### ◆平成31年度（令和元年度）実施内容（計画策定）

計画素案を作成しパブリックコメント後、令和2年3月策定

#### 次期計画策定の流れ（予定）

